

冷凍食品製造工場 認定審査 報告書 (I. 品質・衛生管理体制に係わる基準)

1. 関係法令の理解と遵守												
項目番号	確認内容							判定	判定理由、特記事項等			
1	組織の代表者は法令遵守の方針を掲げ、従業員に周知・徹底されていること。							△	方針は掲示してあるが、聞き取りの結果従業員には周知されていない。			
2	法令遵守のための責任者が任命されていること。							○				
3	法令遵守責任者により関係法令の理解と遵守を推進するための委員会が組織されていること。							○				
4	法令遵守体制および法令遵守状況のレビューが行われ、その議事録が作成されていること。							×	レビューが行われていない。			
5	重大な法令違反または社内マニュアル違反が起こった場合は委員会が開催され、対応が協議されその議事録が作成・保管されていること。							○				
6	遵守すべき主な法令、業界基準および社内基準等が明確にされていること。そのために必要な主要な法令(食品衛生法、JAS法等)は必要に応じて閲覧できるようになっており、法令改正があった場合、改正部分は回							△	遵守すべき法律は判っているが、リスト化等で明確化されていない。			
7	倫理憲章等の倫理規範、就業規則や業務マニュアル等の社内規範が作成されていること。							○				
8	重大な法令違反が起こった場合は、関係省庁・自治体等へ速やかにかつ適切に申告され、これらの指示等に基づき必要な対応が実施されるとともに、(社)日本冷凍食品協会へ報告されること。							△	緊急連絡先は判っているが、電話番号も含めリストがない。			
9	法令違反や製品回収を含む重大な問題が発生した場合、原因調査、回収、関係機関への連絡、再発防止策等必要な対応が行われていること。							○				
小計	項目数	9	○の数	5	△の数	3	配点	45	得点	34	100点換算 得点	76